

一般社団法人心の健康投資推進コンソーシアム 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人心の健康投資推進コンソーシアムと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、人と組織の課題を解決する「心の健康投資」の拡大を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 「心の健康投資」に関する普及啓発
- 2 「心の健康投資」に関するサービスの情報技術（IT）を含む活用促進
- 3 「心の健康投資」に関するサービスの品質向上に向けた検討・実践
- 4 「心の健康投資」に関する産学官等関係者間の連携・協働
- 5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 6 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(入会)

第5条 この法人の会員は次のとおりとし、一般会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 会員となるには、別に定める手続きによる申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 納入期限後3か月会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員（第5条第1項第1号に定める一般会員）をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社

員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(2) 理事 3名以上10名以内

(3) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含

む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 代表理事（代表理事が出席しなかった場合は出席した全ての理事）及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 アドバイザリーボード

(アドバイザリーボードの設置)

第36条 当法人が実施する事業において発信する情報の質を担保するため、当法人内に、有識者等から構成されるアドバイザリーボードを置く。

2 アドバイザリーボードの構成員の選任及び解任は、社員総会の決議による。

3 アドバイザリーボードの構成員の定数及び任期、職務及び権限、並びにその他の必要な事項等の決定は、社員総会の決議による。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第42条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

（最初の事業年度）

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

（設立時の役員）

第45条 第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	川上憲人	住田健介	前田一寿
	飯野航平	榎本正己	野本有香
	荻原英人	箕浦慶	結城啓太
設立時代表理事	川上憲人		
設立時監事	新村達也	玉井仁	

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- 住 所 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
設立時社員 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
- 住 所 東京都港区麻布十番1-10-10
設立時社員 株式会社アトラエ
- 住 所 東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビル2階
設立時社員 株式会社MD. ネット
- 住 所 東京都豊島区東池袋三丁目21番18号第一笠原ビル303号
設立時社員 e m o l 株式会社
- 住 所 東京都新宿区高田馬場二丁目16番11号
設立時社員 株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ
- 住 所 東京都中央区銀座三丁目10番6号
設立時社員 ピースマインド株式会社
- 住 所 東京都渋谷区恵比寿西2-20-8代官山パーフェクトルーム606
設立時社員 株式会社M e n t a R e s t
- 住 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目9番5号日進ビル
設立時社員 株式会社ラフル
- 住 所 東京都港区西新橋二丁目33番4号プレイアデ虎ノ門702号
設立時社員 レジリエ研究所株式会社
- 住 所 東京都中央区日本橋室町一丁目13番4号
設立時社員 株式会社ロブ
- 住 所 (※ 個人情報につき非表示)
設立時社員 荒木郁乃
(積水化学工業株式会社 人事部 組織開発・労働政策グループ 健康推進室長)
- 住 所 (※ 個人情報につき非表示)
設立時社員 池田浩
(九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授)
- 住 所 (※ 個人情報につき非表示)
設立時社員 井上幸紀
(大阪公立大学大学院 医学研究科 神経精神医学教授)

住 所 (※ 個人情報につき非表示)

設立時社員 川上憲人

(一般財団法人淳風会健康管理センター 代表理事理事長)

住 所 (※ 個人情報につき非表示)

設立時社員 佐藤光弘

(株式会社富士通ゼネラル 人事・総務本部 (健康経営担当))

住 所 (※ 個人情報につき非表示)

設立時社員 島津明人

(慶應義塾大学 総合政策学部 教授)

住 所 (※ 個人情報につき非表示)

設立時社員 杉岡孝祐

(ＳＣＳＫ株式会社 ビジネスデザイングループ
統括本部 事業企画推進部 副部長 兼 人事本部
DEIB・Well-Being推進部 担当部長)

住 所 (※ 個人情報につき非表示)

設立時社員 中村史恵

(日本郵政株式会社 人事部 厚生室 担当部長)

住 所 (※ 個人情報につき非表示)

設立時社員 山本勲

(慶應義塾大学 商学部 教授)

(法令の準拠)

第４７条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。